

シリ丹バレー推進協議会 ユース起業アカデミー開催業務企画提案コンペ仕様書

1 委託業務の名称

ユース起業アカデミー開催業務

2 目的

丹波地域在住の中学生以上の若者をメインターゲットに、起業家精神の醸成、変化の激しい社会で活かせる資質や能力の育成、また、丹波地域でイノベーションを起こす人材を発掘・育成することを目的とした業務を委託する団体等を選定するため、企画提案を募集する。

3 業務の内容〔別表1、2〕

専門家や起業経験者等を講師とし、自己探求や新しいアイデアを生み出す方法など、起業家に必要な資質やスキルを学ぶワークショップや交流会、新商品の企画・開発からプロモーションまでを実践する【ビギナーコース】、また、起業家理論や、資金調達方法など起業についてよりレベルアップした内容のセミナー等を開催し、地域課題の解決や社会貢献につながるためのビジネスプランを作成し事業展開等を目指す【アドバンスコース】の2コースを開催する。また、SNS等による業務実施内容の情報発信に努める。

【ビギナーコース】

- (1) ワークショップ
- (2) 交流会
- (3) 新商品企画・開発
- (4) 成果発表・交流会
- (5) 情報発信

【アドバンスコース】

- (1) セミナー
- (2) 座談会
- (3) 個別相談
- (4) 成果発表・交流会
- (5) 情報発信

4 委託条件

(1) 委託期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

(2) 委託料

- ① 2コース合わせて、上限を3,423千円とする(委託に係る消費税を含む)。上限を超えない範囲で、コースごとに対象経費を積算のうえ提案すること。
- ② 対象経費は、業務の実施に必要な全ての経費を含むこと。〔別表3〕
- ③ 委託料の支払は原則精算払とし、業務終了後に提出される実績報告書に基づき、契約書に適合しているかを確認した後に支払う。なお、業務の遂行上必要と認める場合は、前金払いを行うことができる。
- ④ 再委託は、原則として禁止する。なお、再委託を必要とする場合は、あらかじめ委託者と協議し、承諾を得た場合に限る。
- ⑤ 業務完了後、委託料を精算し、余剰金が生じた場合は返還する。

5 応募等

(1) 応募資格

法人であって、登記を完備する者であり、以下に掲げる事項をすべて満たすこと。

- ① 本業務に関するノウハウを有し、かつ当該業務を円滑に遂行するための経営基盤を有していること。
- ② 「会社更生法(平成14年法律第154号)」に基づく更生手続開始の申立て、「和議法(大正11年法律第72号)」に基づく和議開始の申立て及び「民事再生法(平成11年法律第225号)」に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ③ 本件公募開始日から企画提案書の提出までの間に、兵庫県の指名競争入札における指名停止を受けていないこと(契約締結後においても同様の取扱とする)。
- ④ 国税、都道府県税、市町村税を滞納していないこと(契約締結後においても同様の取扱とする)。
- ⑤ 宗教又は、政治活動を主たる目的とする団体等でないこと。
- ⑥ 「暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。)」に規定する次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 条例第2条第1号に規定する暴力団
 - イ 条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - ウ 条例第7条に基づき暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
 - エ 次のいずれかに該当する者

- (ア) 法人の役員等が暴力団員である者または暴力団員がその経営に実質的に関与している者
- (イ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- (ウ) 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、直接的または間接的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- (エ) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (オ) 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

⑦ ⑤及び⑥に該当する者の依頼を受けて応募しようとする者ではないこと。

(2) 企画提案の募集及び提出期限

令和6年4月19日(金)～令和6年5月8日(水)17時まで

(3) 提出書類

- ア 企画提案書鑑(様式1) 7部
- イ 提案者の概要(様式2) 7部
- ウ 業務内容等説明書(様式3-1及び3-2) 7部
本業務の目的を達成するために効果的な取り組みで、本仕様書に記載されていない事項がある場合は、その追加提案書(様式を問わない) 7部
* 追加提案は委託料上限額の範囲内とすること。
* 追加提案書は、本仕様書との相違点を明記し作成すること。
- エ 収支計画書(様式4) 7部
- オ 事業者の概要がわかるパンフレット、企画提案の補足資料等 7部
- カ 誓約書(様式5) 1部
- キ 法人登記簿謄本(提出の日から3ヶ月以内のもの) 1部
- ク 定款、役員名簿 1部
- ケ 前期の貸借対照表及び損益計算書(前期分がない場合は、その理由及び当期分の事業予算計画を提出すること) 1部
- コ 県税にかかる納税証明書(コピー可)
県税事務所が発行する「納税証明書(3)」を提出(証明日が申請日以前3ヶ月以内のもの)
なお、兵庫県内に事業所を有しない等の理由により、兵庫県税について課税実績がない場合は、別紙様式の誓約書を提出すること 1部

(4) 提出先

シリ丹バレー推進協議会事務局 担当：田路、甘中
(丹波県民局県民躍動室地域共創課)
〒669-3309 兵庫県丹波市柏原町柏原688 兵庫県柏原総合庁舎2階
TEL 0795-73-3613 FAX 0795-72-3077
info@silitan-valley.com

- ※ 郵送による場合は、書留郵便等配達記録が残るようにすること。
- ※ 持参の場合、受付は平日9時～17時まで(12時から13時を除く)

(5) 内容についての質問等

所定の質問書により令和6年4月25日(木)15時までに電子メールまたはFAXによりシリ丹バレー推進協議会事務局に提出すること。

なお、電子メール件名には「【質問：シリ丹バレー推進協議会ユース起業アカデミー開催業務】」の文言を入れること。

また、回答は、令和6年5月2日(木)までに質問書を提出した者全員に通知する。

(6) その他

- ア 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- イ 提出書類は、本企画提案コンペの審査のためにのみ使用する。
- ウ 提出書類は返却しない。
- エ 提出書類は非公開とする。なお、採用された提出書類、団体名等については、応募者の承諾を得た上で、公開する場合がある。

6 審査

(1) 審査方法

- ア 企画提案の審査は、書類審査及び「シリ丹バレー推進協議会企画提案コンペ審査会」におけるプレゼンテーション審査により行う。

イ 審査会が必要と認める時はヒアリングを実施する場合がある。また必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

(2) 受託者の決定

ア 審査会の審査結果に基づき、最も優秀な提案を行った者を本業務の受託者に決定する。

イ 次の場合には、提出書類を審査の対象としない場合がある。

- ① シリ丹バレー推進協議会事務局を通さないで、シリ丹バレー推進協議会関係者に対して本企画提案コンペに関する問い合わせをした場合
- ② シリ丹バレー推進協議会関係者に対して本企画提案コンペに対する援助を求めた場合
- ③ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- ④ その他本企画提案コンペに関して、応募者の責めに帰すべき事由により公平な審査に支障を来す事態が生じた場合

(3) 審査結果の通知

審査結果は、応募者全員に対して、書面により通知する。

7 留意事項

- (1) 受託者を決定した後、改めて業務委託内容について、シリ丹バレー推進協議会と受託者は協議し、詳細を決定の上、委託契約を締結する。その場合、双方協議の上で企画内容や金額を一部変更することがある。
- (2) 契約の相手方となる事業者等は、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第100条第1項の規定に基づき、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を契約締結前に納付する。ただし、同項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。
- (3) シリ丹バレー推進協議会と連絡を密にして業務に当たり、業務の進捗状況については、定期的に報告を行い、シリ丹バレー推進協議会と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 委託業務終了後は、業務実施報告書を提出すること。また、業務執行に係る領収書や帳簿類については、業務終了後5年間整理・保管すること。
- (5) 本業務の委託対象経費については、国、県、市町、その他の団体の他の委託業務や助成(補助)事業と重複しないこと。